

103万円の壁の実態

市町村税務データを用いた現状把握

RIETI / 東京大学社会科学研究所

近藤絢子

既婚女性の就労調整

- 税率が上がったり、手取り収入が減るような閾値の手前に年収を抑える「就労調整」は世界中で広く観察されてきた
- 日本では既婚女性の就労調整行動が目立つ
- 最低賃金の引上げや人手不足によるパート時給相場の上昇
⇒時給を上げると労働時間を減らされかえって人手不足になる現象
- 男女間格差解消を阻む一因にもなっている

2023年初の岸田首相（当時）の施政方針演説で言及されて以来関心が高まり、現在は国民民主党を中心に改めて『103万の壁』が争点になっている

主な年収の壁（既婚女性に関するもの）

項目	年収上限	上限を超えた場合の負担増（年額）
住民税課税対象	96～100万円	5000～7200円程度
所得税課税対象	103万円	限界税率が5%ポイント上がる
配偶者特別控除 満額控除	2017年以前105万円 2018年以降150万円	2万円×夫の所得にかかる税率
年金の第3号 被保険者	130万円	国民年金保険料 約20万円 （自身が厚生年金に入っておらず配偶者が厚生年金に加入している場合のみ適用）
健康保険の扶養 家族	130万円	国民健康保険料 10万円程度（自治体による）

社会保険の壁についての補足

- 「106万の壁」と呼ばれることがあるパートタイム労働者への社会保険適用基準は、(1)週20時間以上 (2)月の所定内給与が88,000円以上、であり、年収は直接条件に入っていない
 - 週20時間未満に労働時間を抑えれば回避可能
 - 雇用主負担があったり将来の年金が増えたり他の「壁」とは性質が異なる
 - 後述するが実際に106万円を基準に調整している人はあまりいない
 - ちなみに扶養してくれる配偶者がいない場合、第1号被保険者として国民年金・国民健康保険に入るより会社の健康保険・厚生年金に入る方が保険料負担は減る
- 「130万円の壁」は自身は厚生年金・職場の健康保険に加入していない、かつ配偶者は加入している人にのみ存在
 - つまり配偶者がサラリーマンで、本人の週の労働時間が20時間未満か勤め先の企業規模が50人未満、あるいは業務委託など雇用ではない働き方をしている場合
 - 今日は割愛するが、130万円に調整する女性は配偶者に給与収入がある場合がほとんどであることがデータからも確認できる

住民税課税記録データを用いた記述的分析

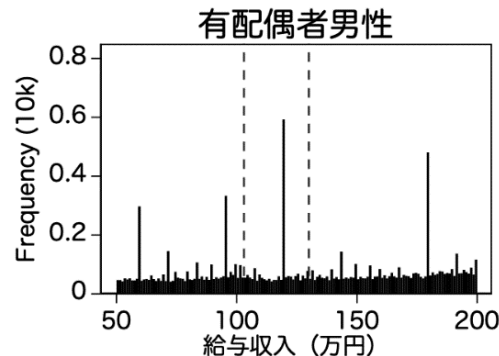
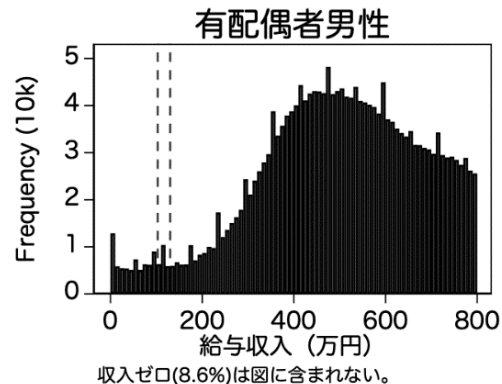
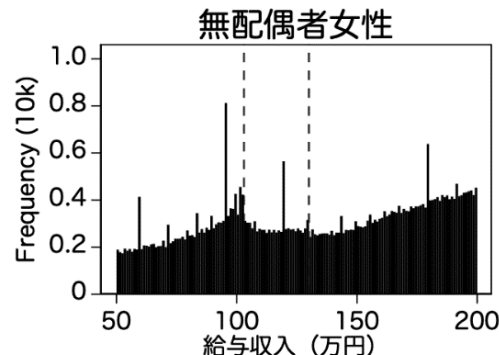
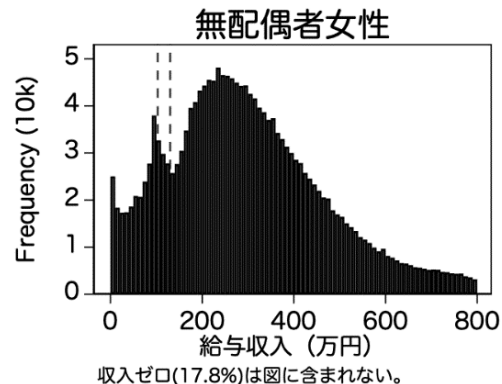
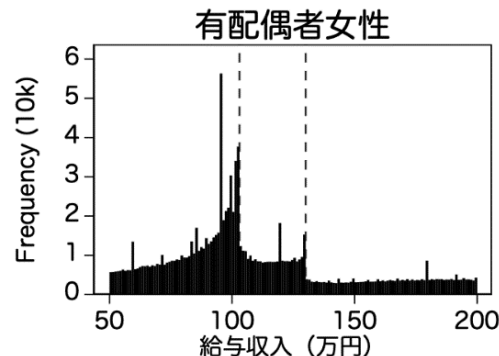
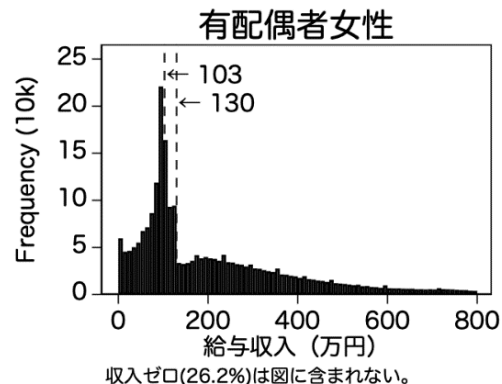
(近藤絢子・深井太洋「市町村税務データを用いた既婚女性の就労調整の分析」RIETI DP23-J-049)

- 市町村民税の課税記録
 - 正確な給与収入（源泉徴収票の額面の数字）がわかる
 - 世帯構成がわかるので配偶者の給与収入・総所得もわかる
 - 16市町村のみのデータなので全国平均ではない点には留意が必要
- 給与収入分布のヒストグラム
 - 有配偶女性vs無配偶女性vs有配偶男性
 - ⇒有配偶女性に特に顕著に103万円・130万円の壁
 - 配偶者特別控除の改正の影響：2017年以前と2019年以降で比較
 - ⇒反応する人は一定数いたものの限定的
- DPに載っていない追加分析
 - 特定扶養控除の対象年齢層のヒストグラム：はっきりと103万円に壁がある
 - 2023年の年収データの分析：昨年来の報道の増加で変化はあったか？

a.正の収入有り800万円まで10万円刻み

b.50万円-200万円 1万円刻み

2017-2021年の給与収入の分布

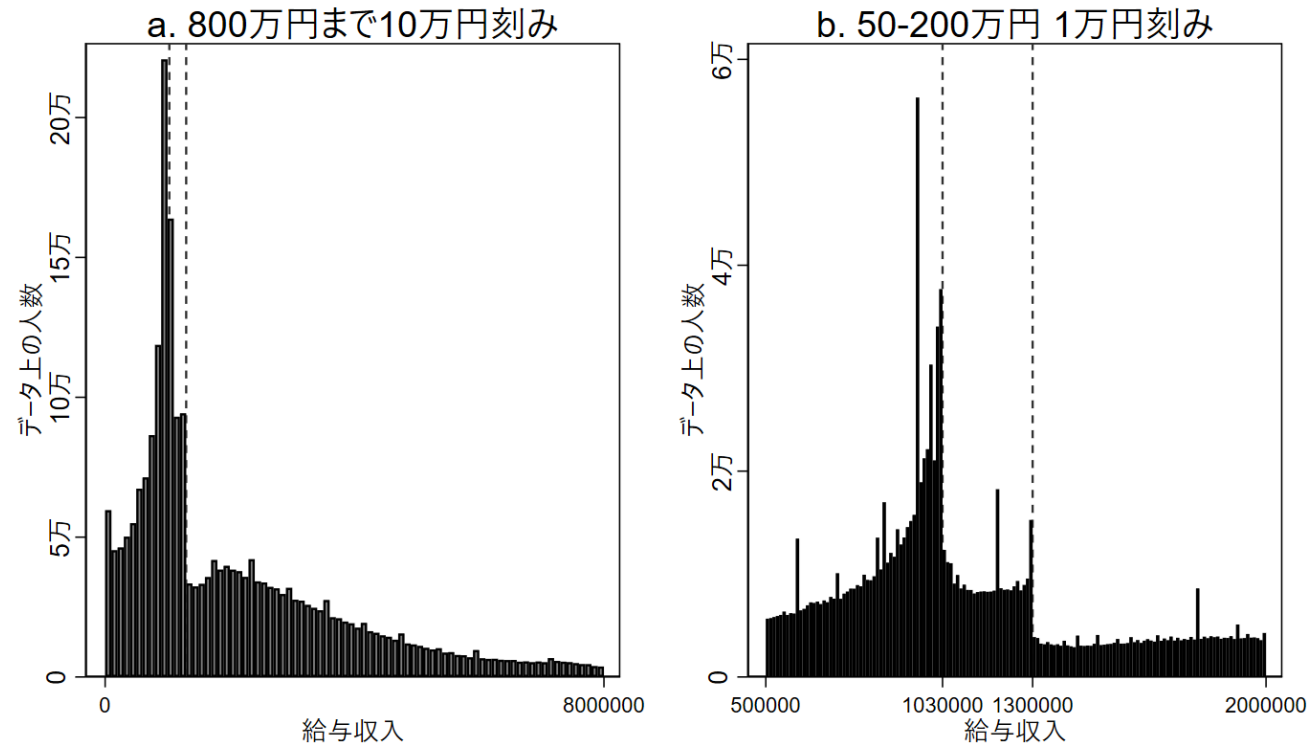


- 配偶者のいる女性は103万と130万に明らかに壁がある
 - 150万円にはない
- 女性でも配偶者のいない場合は130万の壁の影響はほとんどなく、103万も小さい
- 配偶者のいる男性にはほぼ壁は存在しない

※120万、180万など12の倍数が飛び出ているのは月給がキリのいい数字に設定されている人がいるせいだと思われる

有配偶女性の給与収入の分布（再掲）

有配偶女性の給与収入分布
正の給与収入のある25-60歳



収入ゼロ(26.2%)と800万円超(1.5%)は図に含まれない。

- 有配偶女性の28%が0を超え103万円以下、8%が103万と130万の間
- 96万（8万×12カ月）や100万（住民税）も飛び出ているが超えると一気に減るのは103万円
- 130万円でもう1段下がる
- 500人以上規模の事業所には社会保険の適用拡大が始まっていた時期だが、106万円に壁はない

なぜ103万の壁がいちばん目立つのか？

- 税負担以外の合理的理由
 - 夫の勤め先から出る家族手当：かなり大きい可能性があるが、年収103万円以下を配偶者手当の支給条件とする企業は減少傾向（次ページ資料）
 - 児童手当など様々な給付金の所得制限の計算に影響：配偶者の年収が900万前後の世帯にしか関係ないはず
- 税制上の扶養家族の年収の上限は確かに103万円なので「103万を超える＝扶養から外れる」という認識？
 - 社会保険料負担が増える130万円の壁との混同？
 - 金銭的な損得を超えて「扶養の範囲で働く」が規範になっている？
- とにかく税金を払いたくない？
 - 住民税も払わずに済む96-100万円以下に抑える理由ならばこれで説明可能だが…

民間企業の家族手当の支給状況

■ 家族手当の支給状況及び配偶者の収入による制限の状況

				平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年
家族手当制度がある				76.5%	76.8%	78.1%	77.9%	78.0%	75.9%	74.1%
配偶者に家族手当を支給する				69.1%	66.8%	64.3%	65.4%	63.3%	60.0%	55.2%
配偶者の収入による制限がある				58.6%	57.1%	54.9%	55.2%	54.2%	51.4%	47.9%
	収入 制限 の 額	103万円		40.4%	37.6%	34.7%	30.2%	28.0%	23.1%	21.7%
		130万円		15.1%	16.8%	15.9%	16.7%	18.3%	16.3%	17.7%
		150万円		-	-	-	3.6%	3.7%	4.8%	3.4%
		その他		3.2%	2.6%	4.3%	4.7%	4.1%	7.1%	5.1%
配偶者の収入による制限がない				10.4%	9.8%	9.4%	10.1%	9.2%	8.6%	7.3%
配偶者に家族手当を支給しない				7.4%	10.0%	13.8%	12.5%	14.7%	15.9%	18.9%
家族手当制度がない				23.5%	23.2%	21.9%	22.1%	22.0%	24.1%	25.9%

■ 家族手当の支給月額（扶養家族の構成別）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
配偶者	13,885円	14,024円	13,322円	13,422円	12,935円	12,711円	12,713円
配偶者と子1人	19,893円	20,094円	18,996円	19,651円	19,153円	19,454円	19,145円
配偶者と子2人	25,418円	25,593円	24,257円	25,339円	24,949円	25,778円	25,243円

（資料出所）人事院「職種別民間給与実態調査」をもとに厚生労働省労働基準局作成。

内閣府男女共同参画局 計画実行・監視専門調査会 第12回 資料4より抜粋

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/gijiroku/ka12.html

※近藤はこの調査会とは無関係です

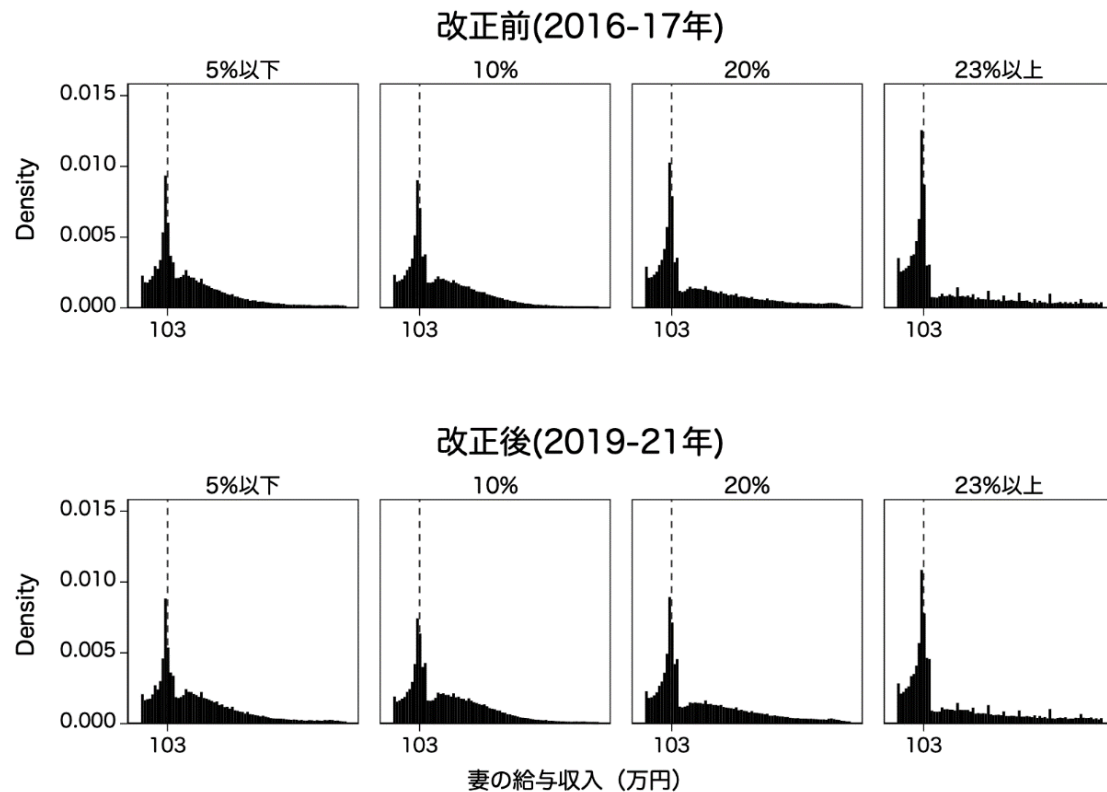
2018年の配偶者特別控除の変更前後の変化

- 配偶者控除：配偶者の合計所得が48万（2019年以前は38万）以下＝給与収入のみの場合103万以下の場合に適用
- 配偶者特別控除：
 - 2017年以前：給与収入が105万を超えると段階的に減額
 - 2018年以降：給与収入が103万から150万までは配偶者控除と同額、150万を超えると段階的に減額
- つまり、所得控除の金額が減り始める（＝限界税率が上がる）閾値は、105万から150万に動いた

⇒改正前の2017年以前と、改正翌年以降の2019年以降で103万の壁に変化はあったか？

※合計所得が1000万円以上の人は、2017年以前は配偶者控除のみ適用(妻の給与収入が103万円を超えると控除ゼロに) だったのが2018年以降は妻の収入によらず控除ゼロに変化

配偶者の所得税率別・配偶者特別控除改正前後の比較

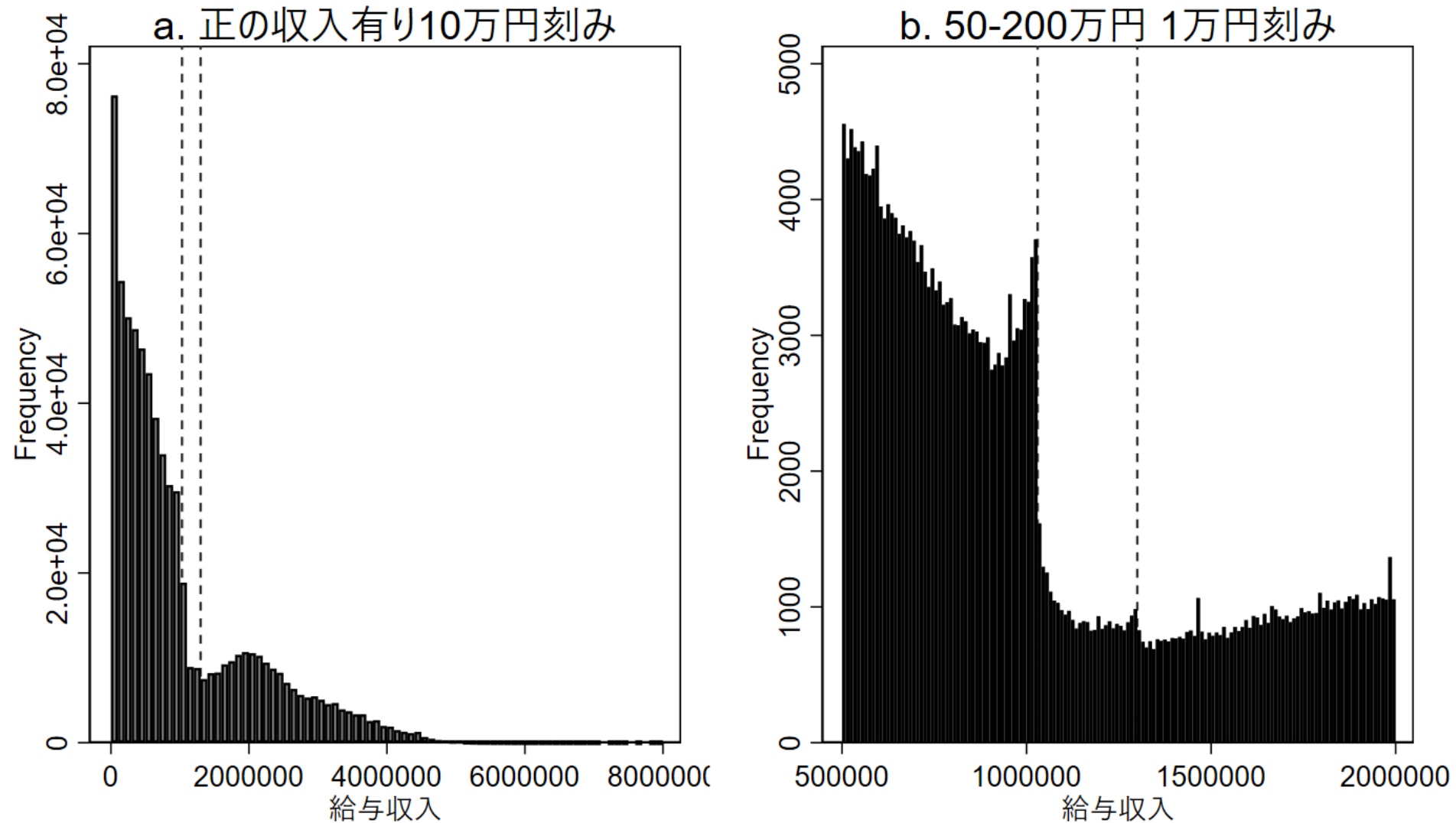


- 配偶者控除の手取りへの影響は所得税率が高いほど大きい
- 夫の税率が高いほど、103万円に調整する人は減って、130万円に動いている
 - グラフだとわかりにくいですが数値で確認済み
- とはいえ改正後もかなりの人が103万円に調整している

追加分析：特定扶養控除対象年齢層の給与収入の分布

- 配偶者以外の扶養親族には配偶者特別控除に相当するものがない
- つまり103万円をこえると扶養控除がいきなりゼロになる
 - 年末の年齢が19歳以上23歳未満である扶養親族に適用される特定扶養控除額は所得税63万円、住民税45万円
 - それ以外の年齢層（16歳以上70歳未満）は所得税38万円、住民税33万円
- 扶養控除×税率分だけ扶養している世帯主の手取りが減る
 - 例えば所得税20%×63万+住民税10%×45万=17.1万円
- この結果、学生アルバイトには所得を103万円以下に調整するインセンティブが発生
 - 実際に多くが103万円以下に調整している

年末現在19歳以上23歳未満(特定扶養控除対象年齢) の給与収入分布

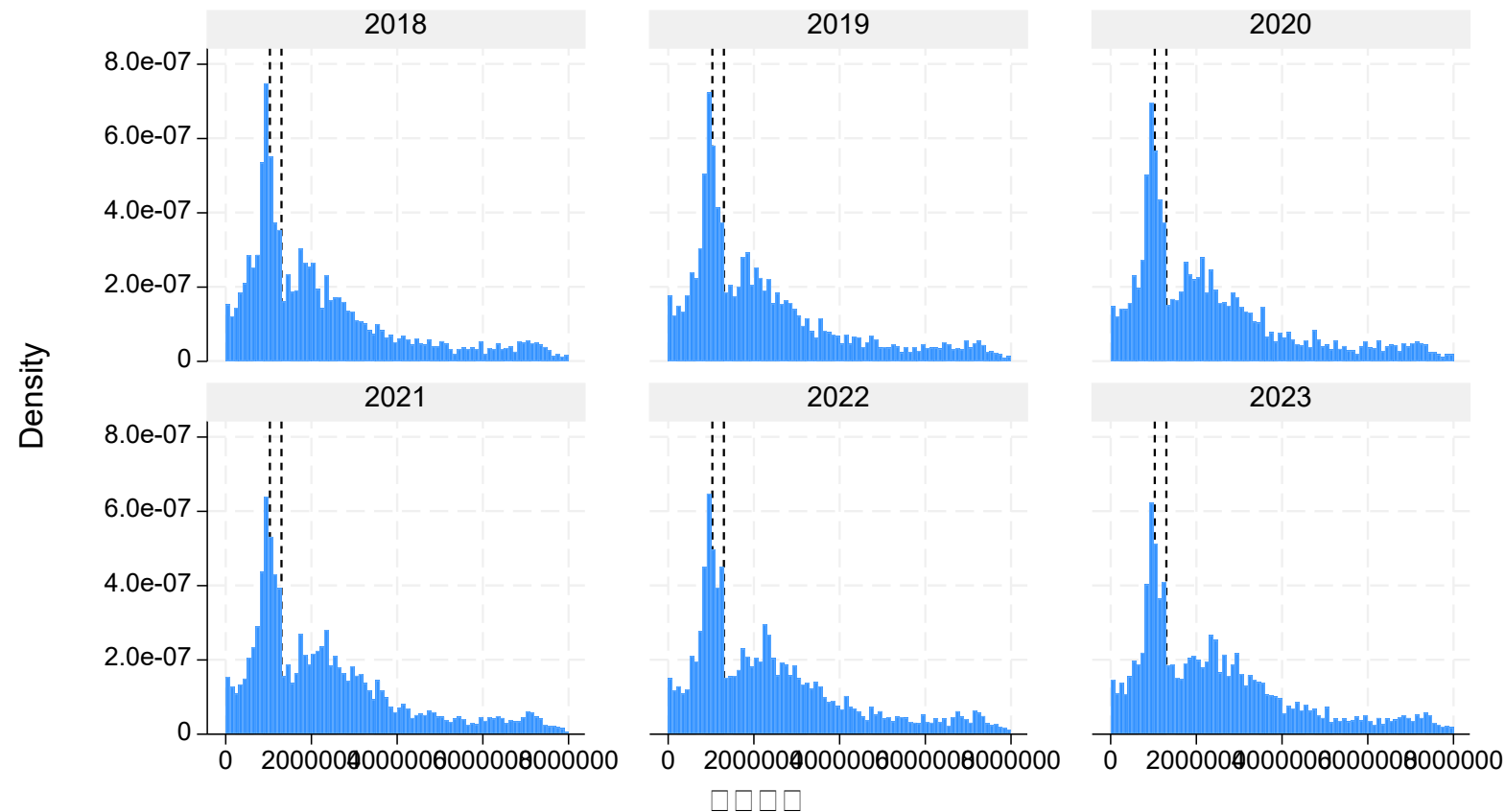


給与収入ゼロ(32.8%)・800万円以上(0.002%)は図に含まれない。

追加分析：2023年の年収分布 (一部自治体のデータを用いた暫定分析)

- 2023年の施政方針演説で年収の壁について言及して以来報道が増えた
 - 特に秋に、おもに社会保険料負担についての「年収の壁支援パッケージ」がでた際にはかなり多くの報道がなされた
 - 昨年の報道では、「106万・130万円の壁」についてのものが多かったが、そのなかで103万円を超えても手取りはあまり変化しないという説明がしばしばされていた
- この報道自体の影響で103万円に調整する人が減ったか？
- 留意点：比較的人口の少ない1自治体（サンプルサイズは前頁までの分析で使っていたものの1/100以下）のみなので、今後規模の大きい自治体のデータがそろくと結果が変わる可能性があります

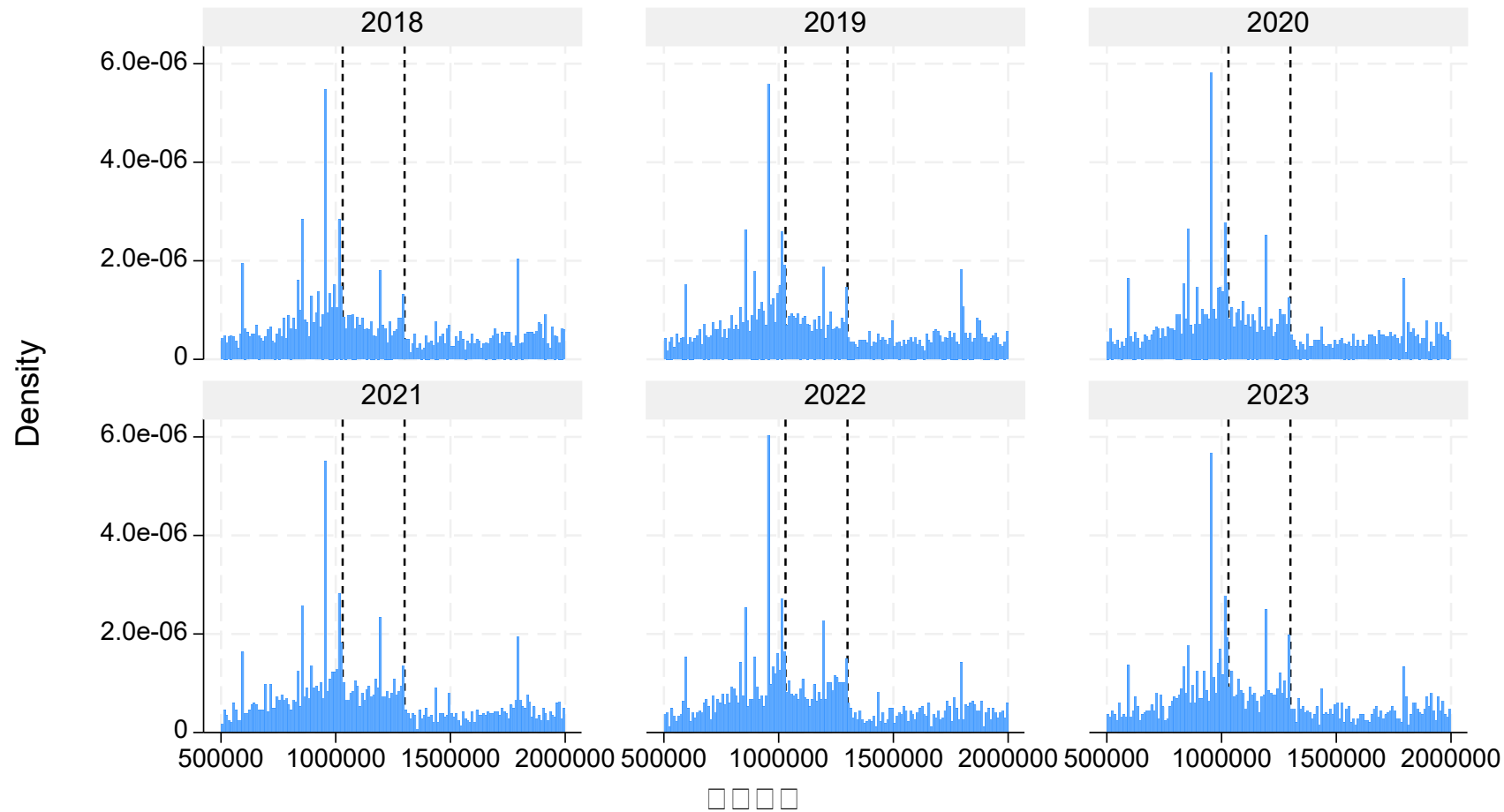
10万円刻み0-800万円



Graphs by □□□□□□

ほとんど変化なし

1万円刻み50-200万円



Graphs by □□□□□□

ほとんど変化なし